



事務連絡

平成23年3月11日

都道府県  
各 指定都市 障害保健福祉主管部(局) 御中  
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
企画課自立支援振興室

3月11日に発生した「東北地方太平洋沖地震」により被災した  
視聴覚障害者等への避難所等における情報・コミュニケーション  
支援について

3月11日に発生した「東北地方太平洋沖地震」により被災した視聴覚障害者等に対する情報・コミュニケーション支援については、平成23年3月11日付事務連絡「東北地方太平洋沖地震」により被災した要援護障害者等への対応について」において万全の対応をお願いしているところです。

中でも視聴覚障害者等については、その障害特性から情報取得や他者とのコミュニケーションが特に困難な状況となることから、ボランティア等による支援やホワイトボード等の機材を使用した有効な支援の必要性が高くなります。

つきましては、避難所等における視聴覚障害者等に対する情報・コミュニケーション支援について、具体的な方法や配慮等の例を別添のとおり情報提供致しますので、避難所の設置期間の長期化が見込まれる場合には、特に視聴覚障害者等の状況・ニーズの把握に努めるとともに、ボランティアや関係団体等と連携を密にし、特段の御配慮をお願いいたします。

【問い合わせ先】

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 企画課

自立支援振興室 障害者災害対策専門官 田口

〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL 代表 03-5253-1111 (内線) 3079

直通 03-3595-2097

FAX 03-3503-1237

E-mail masayuki-taguchi@mhlw.go.jp

# 避難所等における視聴覚障害者等に対する情報・コミュニケーション支援について(例)

・避難所等において、視聴覚障害者への理解を求め、視聴覚障害者に対する情報・コミュニケーション支援への協力を呼びかける。

## 視覚障害

**安否の確認**  
被災地域の要援者を確認

・放送やハンドマイク等を使用し、避難所及び周辺地区で、声をかけて確認。

**ニーズの把握**  
障害特性に応じた支援内容

・障害の程度(全盲・弱視など)や情報取得方法(点字・音声・拡大文字など)等を確認し、必要な支援を把握する。

**関係者との連携**  
避難所等における活動

・行政、視覚障害者協会、視覚障害者情報提供施設、保健師等が連携し、ボランティアを効果的に活用する。

**避難所の説明**  
トイレや風呂、配給場所など

・ボランティア等を活用し、場所や使用方法、状況の変化などを適切に伝える。

**情報の共有**  
食料・救援物資の配給など

・放送やハンドマイク等を使用し、必要に応じて個別に対応する等、最新の情報を確実に伝える。  
(悪い例:「張り紙を見て下さい。」など)

**機材・物品**  
共用品・消耗品の手配など

・ラジオ  
・テレビ(解説放送)  
・乾電池(ラジオなど) 等

## 聴覚障害

・プラカードを使用し、避難所及び周辺地区で確認。(「聞こえない人はいませんか?」など)  
・手話通訳者、要約筆記者などは腕章等を着用。  
(「手話できます」「耳マーク」の活用)など)

・障害の程度(聞こえの状態など)や情報取得方法(手話・文字・補聴器など)等を確認し、必要な支援を把握する。

・行政、聴覚障害者協会、聴覚障害者情報提供施設、手話通訳者、要約筆記者、保健師等が連携し、ボランティアを効果的に活用する。

・ボランティアやホワイトボード等を活用し、場所や使用方法、状況の変化などを適切に伝える。

・プラカードやホワイトボード等を使用し、必要に応じて個別に対応する等、最新の情報を確実に伝える。  
(悪い例:「1時の放送を聞いて下さい。」など)

・テレビ(字幕・手話放送)  
・ホワイトボード(設置型、携帯型)  
・補聴器用電池 等

## 災害応急対策に関する基本方針

平成 23 年 3 月 11 日

平成 23 年宮城県沖を震源とする地震

緊急災害対策本部

本日 14 時 46 分頃に発生した地震は、東北を中心に北海道から関東地方にかけての広い範囲を中心に、地震動、津波等により、激甚な被害が発生している模様である。さらに、今後の余震により、被害が拡大する可能性も考えられる。

このため政府として、以下の基本方針に基づき、地方自治体と緊密に連携し、被災者の救援・救助をはじめとする災害応急活動に総力をあげて取り組むとともに、国民生活及び経済活動が早期に回復するよう全力を尽くす。

1. 災害応急活動が円滑に行えるよう、関係省庁は情報の収集を迅速に行い、被害状況の把握に全力を尽くす。
2. 人命の救助を第一に、以下の措置により被災者の救援・救助活動、消火活動等の災害応急活動に全力を尽くす。
  - (1) 全国から被災地に、自衛隊の災害派遣部隊、警察広域緊急援助隊、緊急消防援助隊、海上保安庁の部隊及び災害派遣医療チーム（DMAT）を最大限派遣する。
  - (2) 応急対応に必要な人員、物資等の緊急輸送路を確保するため、高速道路や幹線道路等の通行路の確保に全力を挙げる。
  - (3) 救援・救助活動等の応急対策を進めるため、必要に応じて航空情報（ノータム）の発出等により、関係機関、関係団体の協力の下、被災地上空及びその周辺空域における航空安全の確保を図る。
3. 被災地住民の生活の復旧等のため、電気、ガス、水道、通信等のライフラインや鉄道等の交通機関の復旧に全力を挙げる。
4. 応急対応に必要な医療物資、食糧、飲料水及び生活必需品、並びに緊急輸送路・ライフライン等の復旧のための人員、物資を確保するため、全国からの官民一体となった広域応援体制を確保する。
5. 被災地の住民をはじめ、国民や地方自治体、関係機関が適切に判断し行動できるよう、的確に情報を提供する。